

笠井新也の卑弥呼・邪馬臺国論

——白鳥史学・内藤史学批判

矢吹 晋

一、笠井新也の邪馬臺国論

中学教師を勤めながら、卑弥呼・邪馬臺国論に取り組んだ笠井新也（一八八四—一九五五）は、戦前すでに文献学的に解明できるとする邪馬臺国の問題点をほとんどすべて解決していたように私には思われる。にもかかわらず、「徳島の郷土史家」「在野の歴史家」といった色眼鏡で見られ、十分な評価を受けてこなかったように感じられる。小稿はその輝かしい業績に対して全面的評価を試みるものである。笠井は戦前の時点で邪馬臺国への道を日中文献学レベルでほぼ完璧に証明していた唯一の研究者で

ある。これまで白鳥史学や、部分的には湖南史学の呪縛によって、笠井史学に対して然るべき評価が欠如していたことは、はなはだ遺憾である。「学閥」というよりは、むしろカルトにも似た時代の空気が研究者の自由な思考を妨げてきたように思われる。

戦前の邪馬臺国論は皇国史観の妖気に幻惑されて、まことに死屍累々の様相を呈しているが、ひとりわが笠井新也のみが異彩を放っている。笠井は徳島県生まれ、國學院大學卒、長らく郷里で中学教師を勤めながら考古学の研究を続け、晩年は徳島大学の講師も務めた。

笠井は邪馬臺国について都合四篇の論文を書いた。すなわち(1)「邪馬臺国は大和である」『考古学雑誌』第十二卷第七号、一九二二年三月(以下、大和①と略す)。(2)「卑弥呼時代に於ける畿内と九州との文化的並に政治的關係」『考古学雑誌』第十三卷第七号、一九二三年三月(以下、夷守②と略す)。(3)「卑弥呼即ち倭迹迹目百襲姫命(1)」『考古学雑誌』第十四卷第七号、一九二四年三月(以下、百襲姫③と略す)。(4)「卑弥呼の冢墓と箸墓」『考古学雑誌』第三十二卷第七号、一九四二年七月(以下、箸墓④と略す)。

* (3)と(4)の間には、八年の間隔がある。その理由は不明だが、(4)には、八年の熟慮を待つて、ますます(1)―(3)の分析に自信を深めた旨が記されている。

1 論文「邪馬臺国は大和である」について

大和①「緒言」の論旨は、次のごとくである。邪馬臺国がどこかという問題さえ解決すれば、卑弥呼が九州の女酋であるか、大和朝廷に關係ある婦人であるかの問題は決定できる。卑弥呼が何者かを解決すれば、邪馬臺国が畿内にあるか、九州にあるかは自ずから決する。『魏志倭人伝』の記録においては、卑弥呼よりも邪馬臺国のほうがより具体的である。それゆえ邪馬臺

国の分析から着手する。大和①「邪馬臺国推定の標準」の論旨は、次のごとくである。(1)地名の一致。邪馬臺国の推定を試みるには、まず地名の一致を標準におこななければならぬ。(2)遺跡の一致。邪馬臺国は倭土の都するところで、七万の戸数を有し、倭国における文化の中心地であった。それゆえ相当の遺跡が後世に残らなければならない。(3)行路・行程の一致。邪馬臺国の位置を推定するには、『魏志』の記載する行路・行程と一致することを最も重要な条件としなければならない。以上の三条件からして、畿内大和地方でなければならない。その理由は、(1)大和が邪馬臺に語音上一致する。(2)大和は戸数七万の繁栄地として恰好であり、古墳その他の古遺跡に富む、の二カ条である。

大和①邪馬臺国への行路・行程の論旨は、次のごとくである。『魏志』の記述のうち、帯方郡から奴国までの定説、すなわち対馬、志岐、松浦、怡土、儼県(博多)には問題なし。不弥は津屋崎に推定した。水行二十日の出発点であるから内陸ではなく、水路の出発点を比定すべきだ。最も重大なのは投馬国の比定である。日向、薩摩、筑後など九州に求めようとするのは「南、投馬国に至る」の「南」に引かずられたものだ。この場合、「南」を正しいとすれば、邪馬臺国は琉球付近の海中に没

する。それゆえ南が「東」を指すことは明らかだ。内藤湖南は周防国玉祖郷とし、三宅米吉は備後国鞆としたが、誤りだ。海賊の危険のある瀬戸内よりは日本海コースを選び、山陰「出雲」に比定すべきだ。たとえば大加羅国の王子都怒我阿羅斯等は出雲を経て敦賀経由で大和に入った(垂仁記)。仲哀天皇や神功皇后の征西は、敦賀経由でこの行路を逆行している。要するに越前敦賀は大陸文化の輸入基地であり、畿内の北門・港湾であることに着目せよ。こうして笠井は『魏志』の行程は、出雲を経て敦賀で上陸し、越前、近江、山城を経て、陸行一月を費やして大和に入ったと考え、「湖南のデイレンマ」を見事に解いた。湖南は畿内説としては正しかったが、難波の港から大和までは数日の行程にすぎず、「陸行一月の矛盾」を解決できなかつたのだ。*

* 小路田泰直「奈良試論」は山良川・加古川・紀ノ川ルートという興味深い仮説(八〇九ページ)を提起しているが、ここでは立ち入らない。

ここで笠井の慧眼が光るのは、投馬国Ⅱ出雲説を推定する論拠である。たとえば(1)『魏志』にいう「戸数五万」は出雲以外には想定しにくい。(2)この地方が大陸との交通地であった。(3)『魏志』は不弥国・投馬国間を水行二十日、投馬国・(上陸地)間を水行十日としているが、津屋崎・松江間は

約一〇里、松江・敦賀間は約七〇里であるから、二対一の比例は保たれている。(4)投馬の「投」の古音は「ツ」であり、投馬は「ツマ」である。「イツモ」の「イ」は母音の発語で音が軽いから自然に省かれ、しかも「マ」と「モ」は相通ずるから、出雲・投馬の両地名は全く一致する。(5)出雲は上古において北海行路の寄港地であった。以上、五つの論拠を挙げて、日本海ルート提起して難問を一挙に解いた。*

* なお佐伯有清「邪馬臺国論争」は、初めて「山陰」行程説を提唱したのは、一九三二年四月から八月にかけて『考古学雑誌』に掲載された山田孝雄の「狗奴国考」の「投馬国は何所なるか」においてであった、と書いている(七七〇七七八ページ)。笠井は同じ雑誌の三月号でこう書いている。「然らば翻つて投馬国の位置は如何か。既に魏志の行路が北海を迂回していることが明かであるとすれば、それが三宅・内藤の両博士が試みられた如く、内海の沿岸に求むべきではなくして、正に山陰の沿岸に求むべきであることはいうまでもあるまい。然らば、これを山陰の何処に求むべきであるか、余は最初但馬及び出雲の両国を以てこれが候補地として考察を試みたのであるが、その結果、終に出雲国を以てこれに比定するのが妥当であることを信ずるに至つたのである」とすれば、投馬国Ⅱ出雲説の嚆矢は笠井であることが明らかではないのか。

改めて山田孝雄論文を調べてみると、実は『考古学雑誌』に書かれた山田論文は『世界』(第78、80、81、83号、明治43、44年)から転載されたものであった。この意味では確かに山田が日本海ルート嚆矢であった。ただし、山田は「出雲あるいは但馬」説であり、出雲一國に

特定した嘴突はおそらく笠井である。

2 論文「畿内と九州との文化的政治的関係」について

夷守②「畿内と九州との関係」の論旨は、次のごとくである。当代において九州はすでに文化的に畿内あるいは大和朝廷の支配を受けていた。遺跡・遺物において多少の特殊的事実を除くほか、九州のそれと畿内のそれとがほぼ同じ性質のものであることは、考古学上明らかなる事実である。特殊の例外を除いて、畿内地方の文化が西漸したものと見るのが妥当である。たとえば前方後円墳、長持形石棺の形式、埴輪等が畿内地方に起こり、漸次九州に流布しただけでなく、勾玉・管玉等の玉類等、いずれも九州へ西漸したものとみてよい。では九州と畿内の政治的関係はどうか。湖南は『魏志韓伝』『弁辰伝』に依拠して、「狗邪韓国は倭国の一部なり」「任那は我が国に服属していた」と主張した(『芸文』二卷三号)。この湖南説を笠井はこう批判する。狗邪韓国がもし倭国の一部ならば、『魏志倭人伝』において、対馬・志岐以下の諸国と同様に、その官制・地理・土俗等について記述されるはずだ。実際にはそれが記述されていないのは、倭国に至る途中の寄泊地にすぎないことを示す。つまり大和朝廷の政治的勢力がすでに韓半島まで及んでいたとする湖南説は

支持しがたい、と。

笠井はいう。「魏志倭人伝」に見える「卑弥呼母離」すなわち「夷守」という官職に注目すべきだ。『日本書紀』『和名抄』『延喜式』『万葉集』等には夷守という地名・人名が散見される。夷守は大和朝廷が西海・北陸・東山諸道の僻遠の要地に置いた官職で、異族に対して辺上を守らせたものである。外には大陸諸国、内には熊襲あるいは隼人その他の異族に対して西海における辺要の地を守るべく大和朝廷が設置した官職であることは推定に難くない。「卑奴」と「母離」の両語は大和朝廷に密接に関係する用語であり、九州の豪族あるいは酋長などとは無縁である。大和朝廷は当時既に統一ある国家を建設し固有の文化を醸成し、その政治的勢力は九州地方を支配し、南韓にまでその勢力を伸べようとする形勢にあった。それゆえ卑弥呼をもつて九州の女酋とし、邪馬臺国をもつて九州の一地方とするがごとき見解は、不自然かつ不妥当である。笠井の言葉は穏やかだが、九州説の視野狭窄に対する批判は厳しい。「卑奴母離」の四字から、ここまで解説した笠井の慧眼はいよいよ光る。

3 論文「卑弥呼すなわち倭迹迹日百襲姫命論」について

百襲姫③「卑弥呼即倭迹迹日百襲姫命」論の論旨は、次のこ

とくである。卑弥呼については、古来九州の女酋とする説と大和朝廷に關係ある婦人とする説との二つの主張があつたが、いわゆる邪馬臺国が大和であることが明らかになつた以上、「九州派の」女酋説は当然撤回されるべきである。然らば、大和朝廷關係の婦人中、誰をこれに擬すべきか。これに擬すべき人物を見出し得るか。これが最後の問題である。「余は卑弥呼に擬定するに、我が古代史上著明な倭迹迹日百襲姫命を以てしたいと思う」(緒言)。筧井は『魏志』の卑弥呼に關わる記述を引用したのち、こう書いた。「卑弥呼は、我が上古祭政一致の時代における宗教的女王であつて、常に祭祀を事とし、神意を奉じて民衆を服せしめた」。「その生死の年月は明確ではないが、魏の景初二、三年の頃に始めて魏に遣わし、正始八、九年の頃に死んだことが、魏の文によつて知られるので、その年代も略々推定される」(『魏志』に現れている卑弥呼)。「卑弥呼の『魏志』に現れている年代が、これを我が国史の年代に引き当てる時は、恰も崇神天皇の御代に当ることは余輩の信じて疑わない所である」(『国史における卑弥呼の年』)。崇神天皇の崩年について、菅政友『古事記年紀考』、那珂通世『上世年紀考』を援用して、考証しつつ、筧井はいう。「卑弥呼の死と崇神天皇の死とは、僅か十年前後しか相違しないので、卑弥呼の時代は即ち崇神天皇

の時代であるとは、もはや疑を容れない」(『国史における卑弥呼の年』)。

筧井は崇神紀から倭迹迹日百襲姫命についての記述を引用したのち、こう説く。「倭迹迹日百襲姫命は、崇神朝第一の女傑であつて、その神意を奉じて奇跡を行い、未然を識つて反逆を看破する等、当朝の信賴と畏敬とを受けるに十分であつたに相違ない」。「その勢望の帝王をも凌駕する有様であつたことは、その陵墓築造の大規模であつたことによつても想察される」。「さればこの命を以て『魏志』にいわゆる卑弥呼に擬することは決して無謀ではなく、大いに理由あることと信ずる」(『日本書紀に現れている倭迹迹日百襲姫命』)。

筧井は次いで『魏志』における卑弥呼についての直接的記述の意味をこう説く。(一)「名曰卑弥呼」——卑弥呼はヒメミコトの義で、我が古代における高貴の婦人に対する尊称である。倭迹迹日百襲姫命は孝元天皇の皇女で、崇神天皇の姑その御名の語尾に「姫命」の語を含んでいるのは、卑弥呼の名称によく一致している。(二)「事鬼道、能感衆」——この一句は卑弥呼の個人的特質を現した最も重要な記事である。卑弥呼は常に神威を仮りての宗教的奇跡などを行い、以て民衆を畏服、信仰せしめたことを指している。倭迹迹日百襲姫命もまた一種の神女

であつて、時々宗教的奇跡などを行い、一般の尊崇・信仰を受けていた。国民が災害のために苦しんでいる際に、神明憑して神の教を宣伝したり、能く未然を識るの能力を以て、国家の危難を予言した。その墳墓は、昼は人が作つたが夜は神が作つたといわれるのも、その墳墓の築造が非常な大事業であつたことを示す。(3)「年已長大、無夫婿」——卑弥呼は神に奉仕する身であるから、信仰上、結婚を敢えてしなかつた。倭迹迹日百襲姫命もまた神に奉仕する身として、処女で終つたらしく、結婚若しくは子孫に関する記載がない。「為大物主神之妻」という記事は、三輪山伝説に属するフォークロアであり、史実と見るべきではない。(4)「有男弟、佐治国」——卑弥呼は専ら神に奉仕して神意を伺い、国家統治の実務は別に男弟があつてこれに当たるといふ。倭迹迹日百襲姫命の場合、国家統治の実務に当たつたのは、崇神天皇である。天皇は命の弟ではなく、甥に当たる。弟と甥の誤りは、ありそうな誤りで、外国人の観察若しくは見聞として恕すべきである。ここで聊か矛盾を感じるのは、『魏志』の場合は、卑弥呼が主で、所謂男弟は従の態であるのに、『書紀』では、命は従で、天皇が主となっていることだ。しかし、太古祭政一致の時代においては、祭祀すなわち政治であつて、神に奉仕する者と国を治める者とは、一体面

面的関係にあつた。たまたま来朝の外人、しかも我が国体に深く通じない外人の眼に、主客転倒の觀察をなさしめたことは、けだしありうべきことだ。(5)「自為王以来、少有見者、唯有男子一人、給飲食、伝辞出入」——卑弥呼は常に神に奉仕しているのので、外界と交通する場合が少なく、ただ一人の舎人の如き者が出入りし、飲食を給し、その他の雑役を務めるといふ。『書紀』には直接これに対比すべき記載を欠いているが、倭迹迹日百襲姫命が神女として神に奉仕している以上、かくもあつただらうことは、想像に難くない。(6)「以婢千人自侍」「居処宮室、楼觀城柵嚴設、常有人持兵守衛」——卑弥呼は常に宮殿に居住して千人の侍女にかしづかれ、外には城柵を繞らし、楼閣を設け、警衛甚だ嚴重であるといふ。その「婢千人」「楼觀城柵」の如きは、文字通り解釈すべきではなからうが、威儀、威勢の盛んなことは察せられる。倭迹迹日百襲姫命の場合、直接これらに対比すべき記載はないが、その墳墓築造の大工事であつたことから考える時、その宮殿の如きも、相当に大規模であつたと思われる。すでに年代の一致あり、今また人物・事跡の一致あり、両者の一致はこれだけに留まらない(「人物・事跡の一致」)。

4 論文「卑弥呼の冢墓と箸墓」について

笠井新也は一九二二—二四年に書いた上記三論文において、卑弥呼と邪馬臺国を日中の文献解説に依拠して具体的に比定することに、ほぼ完全に成功していた。しかし笠井の最後の論文は「或事情」の故に、その発表が一八年前後れることになった。「或事情」の内容を笠井は説明していないが、これが自らの学説の修正あるいは訂正に関わるものではないことは、明記されている。「所説の骨子は、一八年前の腹案にすぎないことは慙愧の至りである。しかしながら、この年月を隔てた今日、冷静に自説を反省吟味しても、尚この主張が、決して一時の思いつきでなく、必ずかくなければならぬという自信を得るに至ったことは、寧ろ幸いであつたとも思われる」(一九四二年、「箸墓」④)。読者は明治男の「慙愧の至り」といった表現に惑わされてはならない。「この論点は」必ずかくなければならぬという自信を得るに至った」と笠井が書くとき、彼は「卑弥呼と邪馬臺国のナゾを一八年前に完璧に解いた」という自信を再確認しているのだ。笠井の第四論文「箸墓」④は、いわばだめ押しの説である。これは卑弥呼の墳墓についての『魏志』の記述と倭迹迹日百襲姫命の墳墓についての『書紀』の記述が如何に合致しているかを論証したものである。

卑弥呼の墳墓について『魏志』はこう書いている。「卑弥呼以死、大作家。径百余步。徇葬者奴婢百余人」——笠井はここで中国歴代の史書外国伝のなかで、墳墓築造の具体的記載としてこれが唯一のものであることに着目した。そして卑弥呼の墳墓が中国の国史にまで採録されるに至ったのはなぜかを考える。「その直接的原因は、蓋しそれが支那本土に伝えられる前に、まず倭国の国内において、相当大仰に喧伝されていたからであろう。如何なる事実も、まずその国内において喧伝されなければ、突然外国にまで喧伝されるが如き事は、極めて特殊の場合の外、あり得ないからである」(「墳墓築造に関する志・紀の記載」)。百襲姫命の墳墓を崇神紀から引用した後、笠井はこう解説する。「その墳墓が如何に壮大であり、その築造が如何に大工事であつたかは、この文によって想像されよう。「是ノ墓ハ口ハ人作り、夜ハ神作ル」とある。神の援助なくしては完成し難いとまで、当時の人をして信ぜしめた程大工事であつた」。「故レ大坂山ノ石ヲ運ビテ造ル、則チ山ヨリ墓ニ至ル、人民相踵ギテ、手ヲ以ツテ通伝シテ運ブ」とある。如何に多数の人民がこの役に使用されたかが想像される。

試みに、この石材通伝に要した人民の数を想定してみる。まず箸墓の所在地は現在の大和国磯城郡織田村字箸中である。大

坂は同国北葛城郡二上村の国境付近を指した。向地の距離は直線距離約四里十町である。道路の迂回を考慮して、その一割を加算すると、約四里二五町となる。一間に二人宛て配するとすれば、一里に四三二〇人、総計二万二八〇人となる。石材の運搬運搬に要した人数だけでもこれだけになる。「時人歌ヒテ曰ク、大坂ニ踵キ上レル石群ヲ、手越シニ越サバ越シガテムカモ」とある。当時からこの如き民謡までが、時人の間に流布して、謡い囃された。如何にこの大工事が、当時の世上に喧伝されたかが想像できる。崇神紀には、その墳墓の大きさについて、数字的記載を欠いているけれども、それが「径百余歩」という『魏志』の記載に背かないことは肯定できよう。

記紀を閲するに、神武天皇以下開化天皇の条に至るまで、歴代の陵墓については、その所在地を記すのみであり、その築造に関する記載はない。崇神天皇の条に至って、突如としてこの百襲姫命の墳墓築造に関する、注意すべき記載をみる。かくのごとく我が古史の墳墓築造に対する記述は、極めて冷淡であるにもかかわらず、独りこの百襲姫命の御墓についてのみ、大仰な記載をしたのはなぜか。笠井はここでこう考える。「思うに、我が国は、開化朝より崇神朝の頃に及んで、大陸との交通ようやく頻繁となり、高度の支那文化の影響を受けて、文物の進歩

著しく、国運の隆昌またこれに伴い、墓制のごときもこの機運に乗じて一大飛躍をなし、かつ対外的意味も加わって、空前の発展を遂げた。百襲姫命の御墓は、実にこの新機運に際して始めて築造されたものである。」「魏志」における卑弥呼の家墓に関する記載は、支那史籍中、倭人の墳墓築造に関する唯一の特殊的記載である。我が『日本書紀』における百襲姫命の御墓に関する記載も唯一特殊の記載である。「されば卑弥呼の家墓とは、所謂百襲姫命の御墓である箸墓を指したものである。」「すでに年代の一致あり、人物事跡の一致あり、而してまた墳墓に関する記載の合致を見る。卑弥呼即ち百襲姫命であることは、愈々決定的である。」「墳墓築造に関する志・紀の記載」。笠井はこの後、「殉葬の問題」「卑弥呼の家墓としての箸墓」「墳墓の問題」を詳論しているが、ここでは紹介を省く。こうして笠井は、『魏志倭人伝』と『日本書紀・崇神紀』に即して、(1)年代の一致、(2)人物事跡の一致、(3)墳墓の一致、を論証しきつた。いまや文献学的研究に関する限り、ほぼ完璧に卑弥呼と邪馬臺国のナゾは解かれた。

二、笠井論文が発表された時代の風潮について

1 対外認識を曇らせた本居宣長流の国粹主義

ここで笠井史学に光を当ててゐることを妨げてきた二つの権威、白鳥史学と内藤史学の問題点を素描しておきたい。まず東大の白鳥庫吉の「倭女王卑弥呼考」(『東亜之光』一九二〇年)を眺めてみよう。論旨明快な笠井の論文のあとで、白鳥庫吉のものを讀むと、かなり読みにくい。このような読みにくさがカルト教本の要素かもしれない。冒頭で「卑弥呼問題の難点は、全く魏の帯方郡より女王の都邪馬臺に至る道程の解釈に存するが故に、余輩は茲に『魏志』に載する行程の全文を抜載し、而して後逐次にその解釈を試みんとす」と書いて、いきなり木を見て森を見ない世界に誤誘導する。次いで『日本書紀』が卑弥呼を神功皇后に比定したことを挙げて、その過ちとともに、鹽の水とともに赤子を流すような暴論を続ける。

白鳥は松下見林(まつしげけんりん)(二六三七、七〇三)の『異称日本伝』から『後漢書倭国伝』の項を開き、「邪馬臺ノ国ハ大和ノ国也」「邪馬臺ハ大和ノ和訓也」を引用する。この貴重な見解を白鳥は、あつさりとして捨ててしまふ。曰く「蓋し、『松下』氏の如きは、『書紀』編者の意見を公然と表白せしものと謂うべし」。白鳥は

なぜこのような乱暴な判断ができるのか、奇異に感じて読み進めると、本居宣長(一七三〇—一八〇〇)の威勢を借りていることが明らかになる。「本居宣長氏は『馭戎慨言』(ごじょうがいごん)からおさめられたみこと、一七九六年」を著わし、卑弥呼を以て神功皇后に當つるの非なるを痛論し、その九州に拠れる熊襲の輩なるべきを弁証せり」と続ける。つまり、白鳥は、宣長の権威に依拠して、(一)卑弥呼＝神功皇后論の誤りとともに、(二)邪馬臺＝大和論を投げ捨てたわけだ。(一)は年代も事跡も合致しない過ちだから、放棄して当然である。しかし(二)で「九州に拠れる熊襲の輩」と蔑視した表現に事態の本質が露呈している。これから検証すべき課題を最初から「熊襲の輩」扱いしている。白鳥は問題の立て方からしてすでに間違えてゐることが分かる。『馭戎慨言』とは、「尊内外卑」の立場を明確にせよと主張したもので、書名は「戎である中国や朝鮮を日本が統馭すべきだと慨嘆しつつ論じる、という意味だ。白鳥は「本居氏のこの論文によりて、当時の学者はほとんど女王卑弥呼を熊襲の類と見なすに一定せしが」と書いたが、これはかなりミスリーディングな書き方だ。本居のおよそ百年前に生まれた松下見林は、邪馬臺に「ヤマト」とルビをふり、これが大和を指すことは当然と見ていたからだ。本居以来の「国学ナシヨナリズム」ムードの

なかで、『魏志倭人伝』に描かれた邪馬臺国の世界を「熊襲の類」「女酋の国」と侮蔑するようになったのである。白鳥は明らかにここで本居以来の国粹主義風潮に便乗していることが分かる。

実はもう一つのより重大な時代の風潮があった。白鳥はこれに便乗し、あるいは幻惑されていたのである。韓国併合の動きは日露戦争前夜に始まるが、一九一〇年八月には韓国併合条約が調印されるに至った。白鳥論文が発表されたのは、まさにこの年である。韓国併合を控えて、古代日本のルーツ探しを行う場合に、大和朝廷と邪馬臺国を峻別し、「黥面文身」(入れ墨)など野蛮な風俗を残す邪馬臺国を「畿内から九州に追放したい」と願う潜在意識が働いたとみてよいのではないか。いわば帝國主義政策を展開する上での無意識の大和朝廷「美化願望」であり、こうした時代の風潮に白鳥も、国民も包まれていた。白鳥が意識して国民にマインドコントロールをかけようとした、というのではない。白鳥自身が無意識のうちに、邪馬臺を畿内から遠ざけたかっただけという時代の空気が問題ではないか。国民感情もまたそのような白鳥の発想を、これまた無意識のうちに歓迎したのではないか。学問や科学の装いをこらしたイデオロギーによって人々は容易に騙され、そのコントロールから容易

に脱出できない。なぜなら、それはあたかも空気のように自然に存在しているからだ。

朝河貫一(一八七三—一九四八)はかつて「歴史科学は赤い炎よりも、真実の白い光を好む」(拙訳『朝河貫一比較封建制論集』柏書房、二九ページ)と喝破したが、韓国併合を目前にしてナショナリズムに幻惑された国民は、朝河の箴言とは逆に「赤い炎」を好んだわけだ。白鳥論文はこのような時代風潮に迎合することによって、致命的な誤りを犯した。白鳥はまぎれもなく「時代の子」であり、それゆえにこそ、この論文は論文自体としては大失敗作にも関わらず、権威としてもはやされ続けたのではないか。

問題はむしろ戦後である。皇国史観の呪縛から解放され、思想の自由、学問の自由は新憲法のもとで保証された。そのような戦後日本のなかで、榎・雄論文『邪馬臺国』一九六〇年、のち『榎・雄著作集』第八巻所収)が現れ、「放射読み」なる奇怪な学説によって白鳥論文の矛盾を弥縫したのは悲劇というよりはむしろほとんど喜劇であろう。

この現象をどう考えたらよいのか。戦後の東大に依然として、白鳥史学の亡霊が生き残った証左と見るべきであろう。*

*佐伯有清「邪馬台国論争」は、東大にも九州説に与しなかつた研究者がいたことを次のように強調している。「現今でも、邪馬台国九州説は東京大学、大和説は京都大学と色分けして邪馬台国論争を叙述し、興味をそそろうとする傾向が見受けられる。しかし、白鳥庫吉の学統に属する池内宏、志田不動磨、鈴木俊らは、いずれも白鳥説とは異なり、邪馬台国大和説にもとづいて邪馬台国問題を論じた。」「末松保和も大和説の立場から投馬国の解明につとめた。」「末松の師である黒板勝美は、九州は長崎県の出身でありながら、邪馬台国九州説にはかならずしも与していなかった」(vページ)なるほど、東大系にも当然大和論者は存在したのであろう。ここで興味深いのは、佐伯が榎・雄の「放射読み」論に全く言及しない点である。

2 内藤史学の限界——ヒミコⅡ百襲姫命を比定できず

もう一つの京都学派はどうか。内藤湖南論文はこう結論した。「支那の記録より視たる邪馬臺国は、之を大和朝廷の所在地に擬する外、異見を出すべき余地なし。」「当時七万余戸を有するほどの大和は、之を辺陲の筑紫に求めんよりも、之を主畿の大和に求めん方穩当なるに似たり。」「此れ余が邪馬臺国を以て、旧説の大和に復すべしと思える理由なり」と。

湖南が官長以来の謬論を捨てて、「旧説の大和」に戻せと主張したのは、きわめて正しい考え方であった。しかし卑弥呼を倭姫命に比定したのは、誤りであり、それゆえ箸墓にたどり着

くことができなかつた。また畿内への行路を瀬戸内ルートで考えたために、難波から大和までの「陸行一月」の矛盾を解決できなかつた。この失敗が短絡的な読者にとつて、九州説こそ正しいものであるかのごとき印象・錯覚を与えたことは否めない。

いいかえれば(1)投馬を出雲に比定できなかったこと、(2)卑弥呼を倭迹迹日百襲姫命に比定できなかったこと、この二つが湖南の限界であつたとみてよい。とはいえ、湖南の学識の広さ、深さは言うまでもない。邪馬臺国Ⅱ大和説の基礎は、やはり内藤によつて築かれたとみてよいであらう。

ただし、湖南が白鳥と違つて帝国主義の「文化的先兵」でなかつたかといえ、そうではあるまい。日露戦争の戦利品として旅順港から鴻臚井の碑を略奪してきた背景に湖南の博識が役立っていたことは、國學院大學榎本短大酒寄雅志教授らの研究によつて実証されている(「唐碑亭、すなわち『鴻臚井の碑』をめぐって」『渤海と古代の日本』校倉書房、二〇〇一年)。

こうした帝国主義時代の空気は、蘆溝橋事件以来ますます濃密になつた。まさにそのなかで、笠井は第四論文を発表し、かつて大正デモクラシーの時代に発表した論文について「いささかも修正する必要なし」と断言した見識は、驚くばかりの自由

な精神である。笠井新也の「人と学問」についてさらに研究が進められ、考古学の成果によって笠井説が実証される日の到来することを願ってやまない。

終わりに

近代日本史専攻の小路田泰直『奈良試論』（楽史社、二〇〇七年）はこう書いている。「卑弥呼を箸墓の主倭迹迹日白襲姫に、その男弟を崇神天皇にあて、杵与を神功皇后に宛てると、古代日本の歴史に関する『魏志倭人伝』の叙述と『日本書紀』の叙述は、その輪郭においてほぼ一致する。それは『魏志倭人伝』『日本書紀』共々、その信憑性を高めるといってよい」（三八ページ）と。笠井が試みたのは、まさにその方法なのであった。考古学者の石野博信『邪馬台国と古墳』（学生社、二〇〇二年）はこう書いている。「従来の私の悩みは、「箸中山古墳は卑弥呼

の墓ではない」と言っておりながら、卑弥呼の墓でなかったら、いったい誰の墓なんだろう、卑弥呼の墓はどこにあるのだろうという点でした」（二六五ページ）。「箸中山古墳が卑弥呼の墓であれば悩みは解消します」（二六六ページ）。

然り、笠井学説こそが悩みを解消する妙薬である。考古学は演繹法ではなく帰納法で考える点で自然科学的である。笠井自身はいずれ考古学で実証されることを信じていたが、笠井の時代に現実的に可能であった営みは、日中比較文献研究のレベルの作業であった。笠井の洞察力の源泉は、いわゆる津田史学のような俗論の悪しき影響を免れた文献解読から生まれたもの。私は解している。文献をこのように正しく読むことが真の学問であろう。その成否はやがて考古学という実証科学によって裏付けられるはずである。

國學院雜誌第一〇八卷第九号
平成十九年九月十五日発行

抜刷

笠井新也の卑弥呼・邪馬臺国論

——白鳥史学・内藤史学批判

矢吹
晋